

文部科学省からの第1次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
789	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	<p>【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。</p> <p>【改正による効果】 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。</p>	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条		内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。
92	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止	<p>市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。</p> <p>(参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み</p>	<p>【制度改正の経緯】 本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。また平成29年度には(特別支援学校(小・中学部)の教職員を含めた)異費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。</p> <p>【支障事例】 一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後もさらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。</p> <p>【実現した場合の効果】 特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置について、総合的な施策を展開することが容易となるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。</p> <p>【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり</p>	学校教育法第4条第1項第2号	別紙あり ・別紙1 第3次勧告以降の事情変更等 ・別紙2 新潟市立学校の特別支援学級・特別支援学校の状況	文部科学省	新潟市	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されたこととなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。</p> <p>このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。</p> <p>指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
289	市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可の廃止	市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。 (参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【支障事例】 学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。 直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。 上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができ。 また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、職種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。 なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。	学校教育法第4条 学校教育法施行規則第3条～第19条		文部科学省	京都市	E 提案の実現に向けて対応を検討	特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されたこととなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。 このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。 指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。
600	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の受給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。	【支障事例】 京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府(教育委員会))とで、所得制限基準該当性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。 【制度改正の必要性】 就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完結することで十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委員会が行う就学支援金に係るすべての事務・権限を市町村に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案する。 また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)については、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保護者等にとつてわかりにくいこと、また、毎年都道府県において委託契約の締結事務や、受託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第8条～第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条		文部科学省	京都府、兵庫県	E 提案の実現に向けて対応を検討	就学支援金の支給事務については、事務負担の分担の観点から、都道府県側の意見のみを採用して、直ちに結論を出すことは不適当であり、指定都市・中核市側の実情を把握し、それらの意見を踏まえながら検討を行う必要がある。 今般の提案については、指定都市や中核市の意見を御確認いただき、業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。 なお、就学支援金の支給に関する事務は、既に、現行制度上、その一部を高等学校の設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができるものに委託することができるため(法施行規則14条)、事務負担の分担という要請があれば、都道府県・指定都市間の協議の上、事務の一部を指定都市に委託することも可能となっている。 ※「支障事例」として挙げられている「二重の審査」に関しては、現行制度上、市町村立高校の就学支援金の支給に当たって、設置者である市町村は、受給資格認定申請者の一覧を都道府県教育委員会に提出するのみであり、二重の審査を行うこととしているものではない。 一方で、市町村が受給資格認定に係る審査を行い、都道府県教育委員会が最終的な支給決定を行う都道府県もあり、いずれにしても二重の審査が行われているものではない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を基軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組にない。 このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1950年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。 鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	子ども子育て支援法59条、61条(児童福祉法第6条)		内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C	対応不可 「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要である。 国庫が投入される地域子ども・子育て支援事業には、法令上位置づけられた全国的に普及している事業が対象となっている。
7	土木工事に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務(施工者からの届出の受理、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	【制度改正の経緯】 埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地を開発しようとする場合には、施工者から文化財保護法93条または94条の届出・通知が市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会へ進達し、審査後、市町村教育委員会を経由して通知することとなっているが、文化財専門職員を有し権限移譲を希望する市町村においては当該市町村教育委員会で実施できるよう届出の受理や通知に関する権限を移譲する。 【具体的な支障事例】 ・93条・94条に係る事務処理は、本市の意見を附して都道府県に進達し、都道府県はその意見を参考またはそのまま通知文に記載し、本市を経由して申請者に通知を行っており、判断し意見を附す業務が重なっている。 ・県に進達するための文書作成に時間を要する場合が多く、「もう少し早く通知が出ないものか」との業者からの要望もある。 【制度改正による効果】 都道府県教委への意見書を作成するための期間や同教委への進達及び同教委から市町村教委への通知にかかる期間の短縮が見込まれ、少なくとも1週間程度の短縮が期待される。	文化財保護法第93条及び第94条、文化財保護法施行令第5条		文部科学省(文化庁)	新見市	C	対応不可 各都道府県の条例において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項に基づく事務処理の特例を定めることにより、法令改正を伴わずとも現行制度で個別に対応が可能である。 (参考)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)(抄) (条例による事務処理の特例) 第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。 2～10 (略) 当該事務を含め、文化財保護法及び同法施行令においては、都道府県、指定都市、中核市又は市の教育委員会が行う事務が、文化財の価値に影響を与える程度や文化財保護に係る体制整備の状況に応じ、平成11年のいわゆる地方分権一括法において体系的に整理の上明確に区分されていることから、個別の自治体に対する移譲について、法令改正による対応はできない。 また、埋蔵文化財についての権限は、平成12年の政令改正により、包括的に都道府県に委譲されており、都道府県の域内市町村の体制についても把握することとなっている。よって、希望する市に対して、権限を委譲してよいかの判断は、一義的には県が行うべきであり、県の判断が必要に応じて事務処理特例を制定するのが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
99	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡しようとする、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.1施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)		文部科学省	岡山県	D 現行規定により対応可能	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日付け20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」という。)」により取り扱っている。 現行の制度では、児童福祉・高齢者福祉施設へ転用する場合、国庫補助事業完了後10年未満であっても、次のいずれかに該当すれば国庫納付を不要としている。 ①耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の無償による財産処分 ②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 ③市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分 ④地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与等 提案事項の詳細は不明であるものの、事案によって、現行規定において対応可能と考える。 ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認」の改正が必要となる。しかし、現行規定においても大幅に弾力化されているため、さらに納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の趣旨に鑑み、慎重に検討する必要がある。
959	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡しようとする、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.1施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)		文部科学省	中国地方知事会	D 現行規定により対応可能	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日付け20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」という。)」により取り扱っている。 現行の制度では、児童福祉・高齢者福祉施設へ転用する場合、国庫補助事業完了後10年未満であっても、次のいずれかに該当すれば国庫納付を不要としている。 ①耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の無償による財産処分 ②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 ③市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分 ④地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与等 提案事項の詳細は不明であるものの、事案によって、現行規定において対応可能と考える。 ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認」の改正が必要となる。しかし、現行規定においても大幅に弾力化されているため、さらに納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の趣旨に鑑み、慎重に検討する必要がある。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
156	高等学校等就学支援金の 受給権者に対する通知事 務の簡素化	高等学校等就学支援金の 給付事務のうち都道府県 又は学校設置者から生徒 個人に対する通知を、学 校が別途行っている徴収 金のお知らせと兼ねることを認めることとする。(個人 ごとの支給額については 学校設置者に対する一覧 の送付とし、受給資格認 定通知、支給停止通知な ど資格に係るものは従前 のとおりとする。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約 14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置 者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の 金額を記載した納付通知を納付の時機が到来することに作成しており、当該 納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。この ため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人 に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設 置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてもらいたい。	高等学校等就学支 援金の支給に関す る法律施行規則第 8条	・高等学校等就学 支援金で生徒個人 に通知する文書(除 く、資格認定関係) の量	文部科学省	鳥取県、京都 府、大阪府	D 現行規定 により対応可 能	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学 省令第13号。以下「施行規則」という。)第8条に基づき、都道府県知事(公立 高校の場合は都道府県教育委員会)は、就学支援金を支給したときは、支給 額を受給権者に通知しなければならない。 ただし、就学支援金の支給額の通知については、通知しなければならない 時期は施行規則において規定されているものの、通知の様式は施行規則で 規定しているものではなく、都道府県の利便性を考え、任意の様式を示して いるのみである。 したがって、提案にあるとおり、授業料及び学校徴収金の金額を記載した納 付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可 能である。 また、就学支援金の支給額の通知は、必ず都道府県が行わなければならない ものではなく、都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一 覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっ ている。
958	高等学校等就学支援金の 受給権者に対する通知事 務の簡素化	高等学校等就学支援金の 給付事務のうち都道府県 又は学校設置者から生徒 個人に対する通知を、学 校が別途行っている徴収 金のお知らせと兼ねることを認めることとする。(個人 ごとの支給額については 学校設置者に対する一覧 の送付とし、受給資格認 定通知、支給停止通知な ど資格に係るものは従前 のとおりとする。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約 14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置 者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の 金額を記載した納付通知を納付の時機が到来することに作成しており、当該 納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。この ため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人 に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設 置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてもらいたい。	高等学校等就学支 援金の支給に関す る法律施行規則第 8条		文部科学省	中国地方知 事会	D 現行規定 により対応可 能	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学 省令第13号。以下「施行規則」という。)第8条に基づき、都道府県知事(公立 高校の場合は都道府県教育委員会)は、就学支援金を支給したときは、支給 額を受給権者に通知しなければならない。 ただし、就学支援金の支給額の通知については、通知しなければならない 時期は施行規則において規定されているものの、通知の様式は施行規則で 規定しているものではなく、都道府県の利便性を考え、任意の様式を示して いるのみである。 したがって、提案にあるとおり、授業料及び学校徴収金の金額を記載した納 付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可 能である。 また、就学支援金の支給額の通知は、必ず都道府県が行わなければならない ものではなく、都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一 覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっ ている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
230	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)に係る補助要件の大規模修繕への拡大	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地域スポーツ施設の新・改築、改造等が対象となっているが、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の整備のためにも、現行施設の大規模修繕費について、補助対象とするよう求めるもの	【支障事例】 現在の学校施設改善交付金のうちスポーツ(社会体育施設)施設整備事業は、施設の新・改築、改造等が対象となっている。しかし、近年の財政状況等より、新規の建設は非常に難しく、施設の長寿命化を図るための改修・修繕を計画的に実施し、中長期的なコストの縮減・平準化を推進することが必要となっている。 また、平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定することとなるが、「経済財政運営と改革の基本方針2014について」(H26.6.24閣議決定)にも記載のある当該計画を円滑に実施する上でも、財政的な支援が必要である。 【制度改正の必要性】 特に、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の宮城スタジアムは、県内唯一の第一種陸上競技場であり、地域の競技力向上・発展に中核的役割を担っているほか、2002FIFAワールドカップの会場としての実績もあり、世界規模のイベント開催の会場として重要な施設である。このため、大会会場としての整備のためにも、施設修繕は急務となっていることから、施設の大規模修繕費(事業費2億円(過去急増市町村にあっては3億円))についても、補助対象とするよう求める。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(23) 26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[14]スポーツ施設整備事業		文部科学省	宮城県	D 現行規定により対応可能	地域スポーツ施設の整備については、①主として新改築事業に関し、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」による国庫補助、及び②主として改修等事業に関して、独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」により支援しているところである(大規模改修事業については、スポーツ振興くじ助成金において、助成対象経費限度額1億5千万円、助成率2/3、助成限度額1億円となっている)。平成24年度からは、耐震化事業について国庫補助の対象とし、補助メニューの充実を図ったところである。地域スポーツ施設の整備に当たっては、これらの補助制度の活用を御検討いただきたい。
288	公立学校施設の老朽化対策のための長寿命化改良事業の補助要件の見直し	公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力度調査を要件としないか、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの要件緩和を図ることを求める。	【現状】 本県の公立小中学校施設の約7割は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されており、今後はこれらの施設が更新時期を一時的に集中して迎えることが予想される。全国的にも、建築後25年以上経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化対策の推進は全国的な課題である。 【支障事例】 しかし、「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」において、長寿命化改良事業については、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としていることから、本制度を活用した取組事例は全国的に少ない。一方、コンクリート圧縮強度試験による調査は、簡易ではあるが建物の劣化状況の検証は可能であり、1棟(3,000m)当たり約300万円(1,000円/m)を要する耐力度調査に比し、1棟当たり約20万円が済む。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(1) 26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[13](1)		文部科学省	埼玉県	E 提案の実現に向けて対応を検討	長寿命化改良事業の耐力度調査要件の撤廃・緩和は、国庫補助制度の改正事項であり、関係省庁(財務省、総務省)との調整が必要となる。文部科学省は、今後、概算要求のスケジュール(8月~12月)の中で、関係省庁と調整を行っていく予定である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
382	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業における対象校ただし書きの撤廃	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、高等学校及び中等教育学校(後期課程)においても、小中学校同様、屋外防災施設以外の施設整備を交付金の対象とするため、学校施設環境改善交付金交付要綱及び同交付金に係る通知から、対象校のただし書きを撤廃することを求める。	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象事業としているが、高等学校については、要綱及び通知の但し書きにより、(3)以外は対象としていないため、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての一体的な整備ができず十分な避難所機能が確保できない状況にある。 そのため、社会資本整備総合交付金をはじめ、既存の交付金等で対象とならない(2)、(4)、(5)について交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金において措置できるよう但し書きの撤廃を求めるものである。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項35 H26年4月1日付け26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」の[18]防災機能強化事業	長崎県提案分 別紙あり ①提案詳細 ②国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)17頁「一時滞在施設や避難所となる施設(耐震化、備蓄の充実、代替水源・エネルギーの確保等)により防災機能を強化する」※10	文部科学省	九州地方知事会	C	対応不可 平成24年度に創設した学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業については、従前の同交付金の大規模改造(安全)事業及び屋外教育環境整備事業を一つの補助メニューとする等により、補助要件の一つとしている下限額400万円に達しやすくすることを目的として制度を改正したものである。その際、交付対象範囲については、従前の屋外教育環境整備事業と同様に、屋外防災施設のみを公立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)を対象としたところ。 これまで、公立の高等学校等の整備については、国と地方の役割分担を踏まえて交付対象範囲を決定してきたものであり、要望にある公立高等学校等対象工事の拡充は困難と考えている。 なお、既存の交付金等で対象とならない部分への補助に係る提案との記載があったところであるが、社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業においても、地域住民の避難の用に供するものについては、避難所である学校の避難階段の整備など、支援を受けられる可能性のある公立学校施設の整備も想定されるため、交付金等の担当省庁に確認されたい。
869	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改造事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定することを求める。	【支障事例】 本市では、非構造部材の防災機能強化事業と大規模改造事業(トイレ改修、障害児等対策)を同時に行うことで、児童・生徒が安全に過ごせる場所にするとともに、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。しかし、現行の制度では、構造物の耐震補強事業と同時に行う大規模改造事業については、合算して国庫補助の対象事業費が算定されるのに対し、非構造部材の防災機能強化事業と同時に行う大規模改造事業については、それぞれ別に算定されることから、大規模改造事業費の下限額400万円を下回り、国庫補助の対象とならない学校施設(平成25年度18校(うち避難所指定校18校))が多く出てしまっている。 【制度改正の必要性】 本市のように学校数(同166校(うち同165校))が多い場合、市単独でこれらの事業を実施するのは困難である。そのため、災害時の避難場所としての機能も有する学校施設における耐震化工事は、構造物・非構造部材によりその扱いを異なるものとする必要はないと考える。よって、いずれも大規模改造事業と一体となって実施できるよう、同時に行う大規模改造事業と合算できる国庫補助の対象事業費として、構造物の耐震補強事業と同様に、非構造部材の防災機能強化事業についても対象とすることを求める。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(5)(6)(7) 26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[6]大規模改造事業		文部科学省	さいたま市	C	対応不可 小規模事業は設置者負担が原則であるが、構造体の耐震化を大規模改造と同時に行う場合、非構造部材の耐震化の場合とは異なり、工事施工箇所が重複するため、下限額を合算可能としているものである。なお、非構造部材の耐震化の下限額は、避難路など防災機能強化に資する事業と合算できる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
429	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクト」(防災教育推進事業)における事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること	<p>【支障事例】</p> <p>委託決定から計画書提出までの期間が3週間程度の中、会場、委員及び事業の方向性が不確定な状況下で、消耗品や旅費等の費用について詳細な根拠書類の添付を求められる。しかし、実施段階では、場所や委員、事業詳細、物品等の価格が変わるため、計画段階での書類の作成事務、文部科学省における確認事務の双方に無駄が非常に大きい。</p> <p>また、実行委員会等の意見により、事業内容に変更が生ずる場合には、事業計画書を遡って修正することが求められる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>事業計画段階で詳細に計画する負担に加えて、計画提出後の変更が原則認められないため、提出後に開催する運営委員会や実行委員会で具体的な案が出されてもプログラムに盛り込むことができない。事業内容を検討して質の向上を図るための同委員会の関与できる範囲や意見内容に大きな制約を与えている。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>都道府県が受託して実施する事業については、会計規則や旅費規程等に沿って実施するので、委託契約前の事業計画書等は概算の積算で済むよう簡素化したうえで、ある程度大まかな事業計画や概算費用の範囲内で、実行委員会等の地域の声を反映させるための内容変更に対応できるようにすべきである。</p>	スポーツ・青少年局委託事業事務処理要領		文部科学省	熊本県	C 対応不可	委託事業に係る各種手続きについては、国の会計諸法規その他の規定に基づき適切な処理に努めているところ。事業計画書の確認においても、適切なチェックの上、委託契約の締結に努めているところ。
426	廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件の緩和(H26年度に新設された、特別支援学校の教室不足対策として、廃校や余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	既存交付金事業よりも地方自治体が使いやすく柔軟な事業要件となっているものの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室をまず開設し、後年度に施設整備(いわゆる後整備)を行う場合、事業の趣旨に沿っていても既に学校開設後となることから事後着工となり対象外となる。知的障がい対象児童生徒のための学校の設置等については、学校教育法第80条により県に義務があることから、財政負担等を考慮し、当初の計画外で緊急に行う後整備についても対象とすること	<p>【支障事例】</p> <p>近年、知的障がい対象児童生徒数が増加傾向にあり、想定を上回って増加したため、本県では受入れ困難者を出さないため、分教室の開設等による緊急対応を行ってきた。しかし、十分な準備期間がない中での受入れ対策を余儀なくされているため、施設整備前の開設となっている。廃校施設の利活用については、現有施設では、対応困難な場合の緊急的な受入れが短期間かつ必要最小限の整備で可能となり、結果として余裕資産の有効活用に繋がっている。ただ、本格整備については、後年度に行うことになり、既に特別支援学校として開設しているがために、本事業の対象外となる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>緊急対応による特別支援学校開設について、廃校施設等の利活用が促進され、必要最小限の整備で可能となることから、事業の趣旨に基づいた後整備も対象とすることが必要である。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>特別支援学校の開設については、計画に基づいた前整備が原則であり、緊急対応の場合に限り、開設後2年間程度を補助対象とすることで現行事業要件との整合性は保たれると考える。</p>	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 学校施設環境改善交付金事業概要		文部科学省	熊本県	D 現行規定により対応可能	現在は、学校施設環境改善交付金の廃校・余裕教室等改修事業の交付対象は、特別支援学校の教室不足解消を伴うもの及び狭小化した施設の教育環境を改善するものを対象としており、当該事項に該当するものであれば、学校開設後であっても当該事業の対象となる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
427	「英語教育強化地域拠点事業」における対象要件の緩和	「英語教育強化地域拠点事業」について、採択の対象が「小・中・高の連携した取組み」に限定されているが、都道府県の実態に応じて、「小・中の連携した取組み」「中・高の連携した取組み」等についても対象とすること	<p>【支障事例】</p> <p>本事業では、「小学校、中学校及び高等学校」が一体となった取組みのみが採択の対象とされているが、小・中・高の連携では、対象となる児童生徒が特定しにくいこと等により、本事業の効果検証が難しい。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定により、対象となる児童生徒が明確であり、効果的な事業実施が見込まれる。本県では、指導法研修会を各管内で開催し、小中学校合同で協議・演習等を実施したり、小・中一貫校等において、中学校教諭の校区内小学校の兼務辞令等により、小学校英語の授業を実施したりしている。また、本県は県立高等学校附属中学校を有しており、中高の英語教員による定期的な情報交換会や、相互の乗り入れ授業の実施など、中高連携の取組についても実施している。地理的条件や児童生徒の進路状況など、都道府県等の実態に応じて本事業を実施できる方が、事業効果が高いと考える。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>小・中・高の連携し一体となった実施により、本事業の趣旨に沿った検証が可能となるが、公立学校については、そのような地域や学校は稀であり、本事業の実施を希望する地域や学校は少ないと聞いている。そこで、小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定とすることで本事業の実施を希望する地域や学校が増加することが見込まれ、「小・中」及び「中・高」の限定した取組みではあるが、より多くの有効な検証データが得られると考える。</p>	英語教育強化地域拠点校事業実施要項		文部科学省	熊本県	D 現行規定により対応可能	<p>本事業は、小・中・高等学校で連携を図りながら研究開発を実施し、小学校から高等学校までの各学校段階において、英語教育を改善するにあたって必要な実証的資料等を得ることを目的としているため、申請単位は高等学校、中学校及び当該中学校区にある全小学校を基本としている。</p> <p>域内において「小・中の連携した取組」及び「中・高の連携した取組」の両方を実施し(例えば、A中学校と、A中学校区内のB小学校、C小学校とが連携した取組を行う一方で、D中学校とE高校が連携した取組を行うなどの場合)、当該校が所在する都道府県及び政令指定都市の教育委員会等が小学校から高等学校までの各学校段階を俯瞰し、英語を用いたコミュニケーション能力を効果的に育成する系統的な教育課程等の研究開発を行うことができる体制及び実施計画を有する場合においても、申請可能である。</p>
432	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱の変更	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	<p>【支障事例】</p> <p>国の「補習等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金が発生するため、事業活用が難しい。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>当町では多人数学級校に、授業中、個別指導や担任教諭の補助を行う町独自の「スクールケア・サポーター」を限られた予算で配置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。</p> <p>近年、特別支援学級以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることや学習内容の理解力不足が見られることから、より多くの学習サポーターの配置が必要である。</p>	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱		文部科学省	立山町	C 対応不可	<p>補助金の補助事業者については、当該事業の予算額、事務執行体制等を総合的に勘案し決定すべきものと考えており、全市町村を直接補助の対象とすることは、予算及び事務執行体制の観点から困難と考える。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
631	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期の変更	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更	【支障・制度改正の必要性】 文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)について、「ながさき音楽祭」事業を平成26年度募集案内に基づき平成25年12月に申請したが、平成26年3月に不採択の通知があった。「ながさき音楽祭」は平成24年度に3年間継続する事業として申請しており、平成26年度はその3年目にあたる申請であった。各関係団体を通じて事業実施を計画していたが、不採択になったことにより大幅に計画を修正せざるを得なかった。平成26年度の申請についてはこの事業に限らず、全国で194件中79件が不採択となっている。この補助金がつくことが前提で予算を組んでいる自治体も多いと思われるところであり、採択される可能性が低いことが前提の補助金であるのであれば、各地方自治体の予算要求の変更が可能な時期(少なくとも前年12月までに)採択の成否が示されるようなスケジュールに変更していただきたい。 また、採択された場合においても、採択後、補助対象事業にかかる出演者や関係者などと十分な調整を図る必要があるため、可能な限り早期の採択が望ましい。	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱		文部科学省 (文化庁)	長崎県	E 提案の実現に向けて対応を検討	前年12月までに採択の成否が示されるようなスケジュールとするためには、概算要求前に募集を開始し、翌年度予算に係る政府案が固まる前までに採否を決定する必要があり、関係機関との調整に相当の時間を要すると考えられる。 このため、本年12月までに来年度分の採否を決定することは困難である。 しかしながら、その次年度以降は、募集開始の時期を早め、採択に至るまでの審査全体のスケジュールを早める等の見直しを行い、従前より早い時期に採択できるようスケジュールを見直すこととしたい。
645	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。	文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別的教育課程を編成して教育を実施する必要性が認められる場合に、教育課程特例校としての指定を行っている。 【支障】 特例校指定についての妥当性を検討する手続きは必要であるが、現行では、学校の設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会を通じて文部科学省に申請を行う必要があり、申請から指定までに相当の期間を要している状況である。 【制度改正の必要性】 教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。地域を熟知している市町村教育委員会が県教育委員会と協議して指定を行うことで、迅速な事務処理が可能となり、より地域に根ざした教育課程編成が期待できる。併せて、人事配置の面においても、教育課程に応じた配置が可能となると考えられる。 (国への事後届出制、県への事前協議(届出)制)	学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2 平成20年文部科学省告示第30号 教育課程特例校制度実施要項		文部科学省	長崎県	C 対応不可	全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けられることのできる機会を確保するため、文部科学省における審査は、学習指導要領等において全ての児童生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別的教育課程において適切に取り扱われていることなど教育課程の特例が認められる要件を満たしているかも確認するものである。 なお、指定の時期については、例年各学校における次年度の活動計画の検討等に間に合わせるよう進めているところであるが、自治体において何らかの支障が生じている場合には、状況をお伺いしつつ改善してまいります。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
814	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、市町村への交付金化による事務の合理化	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	<p>【改正による効果】</p> <p>市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすることにより、実態を把握している市町村による弾力的な運用が可能となる。</p> <p>なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。</p>	学校教育法施行例第22条3項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱		文部科学省	兵庫県、大阪府、徳島県	C	<p>本補助金は小学校若しくは中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、就学に必要な援助が実施されることを目的とするものであり、補助金の適正な執行の観点からも、単価を標準化するのではなく個別の費目毎に支援を行う必要がある。</p> <p>また、交付決定及び額の確定は、個々人の費目毎に行うことはなく市町村を交付決定の単位としており、補助金執行上の弾力性を確保しているところである。</p> <p>さらに、同じ補助金の制度として、特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定により、特別支援学校に就学する障害のある児童生徒の保護者に対して都道府県が実施する援助に対する補助等があり、この制度についても個別の費目毎に支援を行っているところであり、両制度は障害のある児童生徒の就学奨励という目的を同一にすることから、その運用についても同様であるべきと認識しており、費目を限定しない形での交付金事業とすることは、慎重に判断する必要がある。</p> <p>また、当該補助金の対象となる特別支援教育就学奨励事業については、事業の実施主体である市町村及び支援の対象となる児童生徒の障害の状態・特性等により、必要とする経費の種類や金額が異なるため、支援を行う金額についても、実施する市町村により様々となっていることから、御提案を頂いた、費目をまとめ、単価を標準化した場合、市町村によっては、補助金の額に過不足が生じる可能性があることが、実務上の観点から懸念される。</p>
816	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとする。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>管轄区域が狭く、地域と密接な関係がある市町村教育委員会が学校評議員を委嘱することは適切であると考え、県下広域に設置されている各県立学校の場合、評議員を設置者である県教育委員会が委嘱するよりも、地域事情に詳しく、住民との関わりが深い校長が、直接、学校評議員を委嘱する方が、より校長の責任と権限を高める観点からも適切であるとともに、権限変更により委嘱決定までの時間や事務処理の軽減も図られる。</p> <p>なお、平成12年度導入当初は制度の理解が十分でなかったため、議員や教育委員会関係者等の公務員の推薦例があったが、現在は制度の趣旨が定着しており、校長が推薦した者について教育委員会が委嘱しなかった事例は皆無である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>学校から推薦があった場合、県教育委員会事務局が、その人物等が適切かどうか全てを把握することは困難なため、たびたび学校に確認するなど、事務作業量が増える。</p> <p>【改正による効果】</p> <p>当該人物について十分把握している学校長が決定・委嘱できることから、それぞれの学校にとってより適切な人物を選定し、決定するまでの時間が大幅に短縮できるとともに、事務処理の軽減にもつながる。</p> <p>県教育委員会は、毎年行っている1000名分を超える推薦状の受理、書類の確認、審査および委任状作成等の事務処理が軽減される。また、各学校は5～7名程度の学校評議員の委任状を作成することになるが、推薦状を送付する等の事務作業が軽減されるとともに、委嘱までの時間が2週間程度短縮できる。</p>	学校教育法施行規則 第49条、第79条、第104条 等		文部科学省	兵庫県、和歌山県、徳島県	E	<p>提案の実現には省令改正が必要であるが、現在省内の調査研究協力者会議において学校評議員も含めた学校・家庭・地域が連携・協働する関連制度(学校評議員、学校運営協議会、学校関係者評価、学校支援地域本部等)の在り方について検討中であり、これらはそれぞれ関連するものであるため、学校評議員制度のみを先行して議論するのは適切ではない。関連制度全体の在り方を検討する際に、学校評議員の委嘱に係る規定の改正の可能性についても議論することを検討。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
815	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、市町村への交付金化による事務の合理化	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすることにより、実態を把握している市町村による弾力的な運用が可能となる。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされた。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励金等に関する国の援助に関する法律第2条、学校保健安全法第24条第1項、学校給食法第11条第2項、第12条第2項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱		文部科学省	兵庫県、大阪府、徳島県	C	対応不可 本補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的としているものであり、従前、生活保護法第六条第二項に定める「要保護者」と、要保護者に準ずる者として、就学援助の実施主体である市町村が定めた「準要保護者」に対する援助に対して、補助を行っていたが、平成17年度のいわゆる「三位一体の改革」の際に、経済的困窮により就学困難な「要保護者」に必要最低限の援助を行うことが必要不可欠であることから、その対象を「要保護者」に対する援助に対する補助に限定した経緯がある。 このことを踏まえ、例えば、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励金」についての国の援助に関する法律においては、補助対象となる費目を明示し、経済的困窮により就学困難な「要保護者」に必要最低限の援助を行っているところである。費目を限定しない形での交付金事業とすることは、法律の趣旨と異なるものであり、慎重に判断する必要がある。 また、当該補助金の対象となる就学援助事業については、事業の実施主体である市町村により、必要とする学用品等の種類や金額が異なるため、就学援助を行う金額についても、実施する市町村により様々となっていることから、御提案を頂いた、費目をまとめ、単価を標準化した場合、市町村によっては、補助金の額に過不足が生じる可能性があることが、実務上の観点から懸念される。 なお、「支障事例」において、「対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定」とあるが、当該補助金においては、世帯の所得に応じた支弁区分は存在しない。
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準		内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C	対応不可 平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とことされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全面的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。 また、公立保育所の場合は、自市町村の学校給食センター等により外部搬入を行うことから、自市町村の施設・職員等による対応が可能であるのに対し、私立保育所の場合は、公立保育所の場合のように自ら有する施設・職員等ではなく、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児については、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に連携が必要となる。しかし、公立保育所の場合であっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明らかになっている以上、私立保育所ではなおさら解決すべき課題が大きいことから、現時点においては、特区での対応も困難である。 これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
708	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設について「すべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2		内閣府、文部科学省、厚生労働省	安城市	E 提案の実現に向けて対応を検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項		内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。なお、「従うべき基準」を上回る基準については、現行でも設定することは可能。これは、保育所に限らず、幼保連携型認定こども園についても同様である。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)(抄) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
79	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲	都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。 また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じていて、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行い、様々な教育ニーズに対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となっている。 そのためには、地方の権限と責任の明確化や一体化、地域に根ざした優秀な人材を確保・育成することが必要であり、既に移譲されている服務の監督に関する権限だけでなく、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)の人事権(任命権)や、これに関係する県費負担教職員の定数の決定権、学級編成基準の決定についても移譲される必要がある。人事権が住民により近い立場にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を的確に反映させることが可能になると考える。 また、人事権(任命権)やこれに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必須となる。具体的には、教職員の異動や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手続などに関する事務を行う人員体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必須となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保したうえで、県費負担教職員の給与等の負担についても移譲されることで、移譲された市はより責任感を持って教職員の異動や管理、監督責任を果たすこととなると考える。 なお、権限の移譲に当たっては、個々の都道府県の特例条例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることとし、移譲を希望する基礎自治体への県費負担教職員の人事権等の権限移譲の早期実現を強く要望する。 ※制度改正による効果や人事交流の仕組みについては別紙のとおり	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項 市町村立学校職員給与負担法 第1条	松山市は、都市部、山間部、島嶼部と自然に恵まれた環境が揃っており、様々な環境下で教職員が研鑽を積んでいるが、一方、周辺市町では教職員の交流が松山市と無くなってしまっているのではないかという懸念材料もあると考える。 そこで、移譲が現実のものとなる場合には、人事交流など、周辺市町教育委員会との連携を密にする必要性があると考えられる。 ※別紙あり ・制度改正による効果、人事交流の仕組み等(松山市)	文部科学省	松山市	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編成基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編成基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」とこととされている。</p> <p>この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、難島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。</p> <p>このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。</p>
84	県費負担教職員の人事権や学級編成基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲	県費負担教職員の人事配置や学級編成に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編成基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かい個に応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。 【制度改正による効果】 市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。 【小規模市町村との人事交流】 現在、和歌山県の場合には、郡市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。 【権限移譲に伴う財源移譲】 人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法		文部科学省	和歌山市	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編成基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編成基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」とこととされている。</p> <p>この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、難島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。</p> <p>このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
346	県費負担教職員の人事権等の移譲	<p>・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。</p> <p>・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。</p> <p>・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み</p>	<p>【支障事例】 市町村にとって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。 学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。</p> <p>【制度改正の必要性】 教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。 定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を伴い移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条 市町村立学校職員給与負担法第1条</p>		文部科学省	大分市	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」とされている。</p> <p>この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなど意見があった。</p> <p>このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。</p>
399	県費負担教職員の人事権等の移譲	<p>区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み</p>	<p>【支障事例】 現状では、人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1) 一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2)</p> <p>【制度改正の必要性】 人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる。」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。</p> <p>* その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条</p>	「具体的な支障事例」については、別紙に記載。	文部科学省	特別区長会	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」とされている。</p> <p>この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなど意見があった。</p> <p>このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
438	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財措置を講じること。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定めることとされているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【懸念の解消策】 別紙のとおり	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	別紙あり ・懸念の解消策	文部科学省	全国特例市市長会	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市へ人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。</p> <p>この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。</p> <p>このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。</p>
689	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。 大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。 【制度改正の必要性】 県費負担教職員の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村に対しても指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。 【制度改正の効果】 義務教育の実施主体である市町の責任と権限が明確になる。給与や勤務条件を独自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。	市町村立学校職員給与負担法(5条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条) 義務教育費国庫負担法(8条) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)		文部科学省	大阪府	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。</p> <p>この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。</p> <p>このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとした。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
969	県費負担教職員人事権の移譲 教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲 教職員の給与等決定権の移譲	教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意識の高揚を図るといふ点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。(参考)指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域の教育に還元できない。市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。 中学に入学すると不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に従わなければならないので市の方針で進めることができない。 市内に多くの外国児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。 【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものである。 【懸念の解消策】 人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができると考える。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法		文部科学省	中核市市長会	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」とこととされている。</p> <p>この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなど意見があった。</p> <p>このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしている。</p>
77	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象にため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができると考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項		内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	C 対応不可	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」とこととされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
422	幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園の認 定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園の認 定及び認定申請の受理等 の権限を現行の都道府県 から指定都市へ移譲する	<p>【制度改正を必要とする理由】</p> <p>平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。</p> <p>具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのため、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならないが煩雑である。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	「私立幼稚園の設置認可権限等の移譲」との一体的見直しをお願いしたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	C	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」ることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)</p> <p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>
666	幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園認定 権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携 型認定こども園以外の認 定こども園の認定権限を 指定都市に移譲する。	<p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。</p> <p>そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。</p> <p>また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能になる。</p> <p>なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるという2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものと考ええる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等		内閣府、文部科学省、厚生労働省	堺市、大阪府	C	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」ることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)</p> <p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
862	「幼保連携型」以外の認定 こども園の認定権限の移 譲	県が持つ「幼保連携型」以 外の認定こども園の認定 権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定 都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 認定こども園の認定権限は県に残る。 施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相談 窓口が異なることは非効率的であり、利便性をも欠くことになる。 類型を越えた認定子ども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが 必要と考える。	就学前の子どもに 関する教育、保育 等の総合的な提供 の推進に関する法 律第3条		内閣府、文部 科学省、厚生 労働省	さいたま市	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議 決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整った ところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移 譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務 処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新 制度の施行状況等も踏まえ」ることとされており、現時点で一律に権限委譲を行う ことは困難である。 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣 議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限 については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による 事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による 事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援 新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。
44	市町村立学校の教職員の 加配要件の見直し	市町村立学校の教職員の 加配について、実態に即 した配置が行えるよう、加配 要件の大括り化を行うべ き。	【制度改正の必要性】 加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基 づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。しかしながら、学 校が抱える課題は様々であり、課題解決に必要な教職員定数は、市町村 や都道府県など、地域によって大きく変わるところであるが、加配要件ごと に定数が決められていることにより、必要な定数が措置できないものも ある。 【支障事例】 例えば、少人数指導に係る加配定数は、ほぼ小中学校全校に配置できるも の、特別支援教育に関する定数等は必要数に満たないような場合、配分さ れた加配定数全体の中で加配要件の枠を超え、より地域の実態に即して学 校へ配置できるよう調整することができない。また、近年課題となっている、通 常学級に在籍する発達障害などの児童生徒への対応や、職務遂行能力を十 分に発揮できない職員(事務職員等)への対応など、既存の加配要件では対 応が困難な課題も増加している。 【求める措置内容】 このようなことから、現行の加配要件に縛られずに、学校や市町村が抱える 個々の課題に柔軟な対応ができるよう、加配要件の大括り化が必要である。	公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に関する法律 第7条第2項、第15 条 公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に関する法律 施行令第2条、第5 条		文部科学省	愛知県	D 現行規定 により対応可 能	加配定数については、平成15年度に「児童生徒支援加配」、平成23年度に 「特別支援教育加配」の大括り化を行ったところである。また、従来より加配定 数の内示後における加配区分間の配分変更についても、各都道府県の要望 を最大限踏まえた柔軟な対応しているところである。 なお、「職務遂行能力を十分に発揮できない職員(事務職員等)への対応」に おいては加配措置との関係が不明であるが、仮に事務職員等について、教諭 等に係る指導改善研修に相当する長期の研修を受講させる際の代替職員の 加配措置を想定しているのであれば、そもそも国の加配定数として措置すべ きものではなく、対応できない。

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
								区分	回答	
574	全国一律の学級編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、1学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情の応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	<p>【支障事例】</p> <p>学級編制の標準を定める義務標準法において、教育委員会がその定められた数を下回る数を学級編制の基準とすることを可能としているが、上回る数を定める余地がないため、この基準を超える場合は学級の分割が必要となる。このため、国が1学級あたりの児童・生徒数を一律に引き下げていくと、教職員数が大幅に増加していくこととなる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>本県では、域内の児童生徒は減少傾向にあるものの、教員の年齢構成が不均一であり、当面は大量採用が見込まれているため、採用試験倍率を含めた優秀な教員の確保が大きな課題の一つである。また、現在、学校では、いじめ、不登校、授業離脱、学力の低下・二極化等、様々な教育課題が顕在化しており、こうした課題解決のためには、教育委員会が主体的に取り組む必要があり、学級編制の集団単位について、柔軟に上下させる工夫の余地があれば、教育委員会自らの判断により、課題に応じた分野や地域・学校に人材を重点配置するなど、地域性に応じた教職員の活用が期待できる。</p> <p>このため、学校設置者が学校の実情に応じて弾力的な学級編制を行うため、都道府県が定める学級編制基準を柔軟に設定できるようにすることが課題となっている。</p>	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項		文部科学省	神奈川県	C	対応不可	義務標準法における国の学級編制の標準は、義務教育の機会均等と水準確保の観点から、義務教育の妥当な規模と内容を国として全国的に保障するものとして定められているものであり、その上で都道府県教育委員会が定める学級編制の基準については、国の標準を下回る数を定める場合のみ許容されており、国の標準を上回る数を定めることは適切ではない。
656	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令にある小学校の二の学年の児童で編成する学級の基準(小学校の引き続く二の学年(第一学年を含むものを除く。)の児童の数の合計数が十六人以下である場合)を中学校と同じ「八人以下」とすること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>少子化が急速に進み、小規模校の複式学級の増加が全国的に広がる傾向にある。特に、北海道や日本海側の道県ではその傾向がさらに強い状況である。また、学校は地域の文化的、社会的、あるいは歴史的中核であることから、複式学級を嫌っての無理な学校の統廃合により地域が衰退していくことが懸念される。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>①異なる学年で構成された学級では、異なる学年の内容を同じ教室で1人の教師が指導するため、一方の学年に教師が指導に入っているときは、他方の学年の子どもたちは自学の体制をとらざるをえなくなる。特に、算数や国語などの積み重ねの必要な教科における指導にきめ細やかさがなくなる。</p> <p>②指導する教師にとって異なる学年を同時に指導しなければならないため負担が多く、つまずきを持つ子どもの見とりができないことも多くなる。</p> <p>③低学年など、特に手のかかる時期の子どもにとっては、同一の学年で構成されていない学級では心の安定が図れない。</p> <p>【実現した場合の効果】</p> <p>地域住民、保護者、行政が上記のような複式学級の支障事例により、子どもたちの学力低下を招くことになりかねないと懸念している。提案の実現によって上記のような問題は解消される。</p>	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令	県と県教委は「十六人」に固執して県の基準を下げてからないので、政令ですっかり「八人以下」と書かないと実効性がない。	文部科学省	加茂市	D	現行規定により対応可能	現行制度においても、学校の設置者である市町村教育委員会が学級編制を行う権限を有しており、市町村教育委員会の責任と判断で都道府県教育委員会が定める学級編制の基準よりも手厚い学級編制を実施することが可能である。なお、全国の公立義務教育諸学校に適用される義務標準法に定める複式学級に係る学級編制の標準については、これまで段階的に引下げを実施してきたところであり、今後も国の財政負担等を勘案しつつ、必要な検討を行ってまいりたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
870	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するため、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	【支障事例】 現在本市では、独自のスクールアシスタントなどの施策を充実させ、少人数学級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。しかし、国においては、平成26年度予算の概算要求において、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」(H25.8.30文科省)として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げたが、少人数教育の推進については予算計上に至っておらず、学級編成の標準の見直しが図られていない。 【制度改正の必要性】 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。そのため、学級編制の標準を弾力化し、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた標準の設定を可能とする制度の見直しが必要であると考え。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条		文部科学省	さいたま市	D 現行規定により対応可能	平成23年の義務標準法の改正により、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与が見直され、市町村立義務教育諸学校の学級編制について市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とするともに、都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従うべき基準としての位置づけを改め、標準としての基準としたところであり、地域の実情等を踏まえた学級編制は可能となっているところである。 なお、学級編制に係る権限は、平成29年度を目的に、指定都市が所在する道県から指定都市に移譲される予定である(関係法令は第4次分権一括法で改正済み)。
335	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	全国一律で教育委員会が所管することを定めることなく、条例で所管部局を決定できるように制度改正すべき。	【支障事例】 文化振興を図る観点から、博物館及び美術館を知事部局において処理しているが、博物館法等の規定があるため、やむを得ず事務委任や事務補助執行で対応している。このため、本来知事の責任の下、事務を行いたいところ、制度上は、当該事務の執行に対する知事に権限がなく、知事部局の補助職員(部長)が、教育委員会の指揮命令の下事務を行なわざるを得ないといった問題がある。 【制度改正の必要性】 公立の博物館・図書館は、博物館法・図書館法等において、社会教育を行う施設として教育委員会が所管することが規定されているが、昨今では、社会教育の視点にとどまらず、文化振興や観光振興などの目的も兼ね備えた施設として位置づけられ、地域資源として効果的に活用を図る取り組みが進められている。こうしたことから、法律により全国一律で教育委員会が所管することを定める必要性は薄れている。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び32条 博物館法第19条 図書館法第13条		文部科学省	群馬県	C 対応不可	図書館、博物館等の設置・管理を含めた社会教育行政の所管については、昨年、中央教育審議会において関係者を交え、議論された。その際、全国民を対象としたパブリックコメントを通じた意見募集や全国知事会等の地方三団体を含む様々な団体からのヒアリング等を通じて幅広く意見聴取を行い、最終的には平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について」がとりまとめられた。その中で、「社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしても、その内容には政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである」との結論が出たところであり、これらの経緯につき、ご理解頂きたい。

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
377	社会教育に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	図書館法、博物館法により、図書館、博物館は教育委員会の所管とされているが、この規定を改正し、図書館、博物館の所管を首長、教育委員会のいずれとするかは地教法に基づく条例により決めることができるようにすること。	【支障】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)は、条例の定めるところにより、首長が管理・執行することができるとなっている。一方、図書館及び博物館は社会教育機関とされ、個別法により教育委員会の所管とされていることから、文化に関する事務を首長が担当する場合であっても、図書館及び博物館に係る教育委員会の事務を別途首長部局の職員等に補助執行させることが必要である。また重要な意思決定に際しては、教育長の決裁が必要である。この結果、図書館、博物館の管理責任は教育委員会に残ることから、行政組織上の体系と法的な責任の所在が整合しない状態となっており、図書館等の管理責任が法的に問われた場合に、教育委員会の責任が問われる可能性もある。 【改正の必要性】 社会教育行政は、地域づくりや福祉、青少年の健全育成など首長部局との関係が深く、諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動を一層促進することが期待されていることから、文化に関する事務を首長が行う場合、個別法に規定された事務も条例により首長の権限とすることができるように改正する。これにより、責任の所在も明確となる。 【懸念の解消策】 中教審「社会教育推進体制の在り方に関するWGにおける議論の整理」で示されたように、政治的中立性、継続性・安定性の確保、住民の意向反映を確保するため、法定の図書館協議会等の位置づけをより明確化すること(審議会に首長に対する勧告権を付与など)により、確保できる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、24条、24条の2(平成26年改正法施行後は、それぞれ21条、22条、23条) 社会教育法第5条、6条 図書館法第13条、15条 博物館法第19条、21条	佐賀県提案分 【提出資料】中央教育審議会社会教育推進体制の在り方に関するWGにおける議論の整理 ※03	文部科学省	九州地方知事会	C	対応不可 図書館、博物館等の設置・管理を含めた社会教育行政の所管については、昨年、中央教育審議会において関係者を交え、議論された。その際、全国民を対象としたパブリックコメントを通じた意見募集や全国知事会等の地方三団体を含む様々な団体からのヒアリング等を通じて幅広く意見聴取を行い、最終的には平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について」がとりまとめられた。その中で、「社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人形形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしても、その内容には政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである」との結論が出たところであり、これらの経緯につき、ご理解頂きたい。
421	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは、自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画等を求められている。説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との密接で円滑な関係が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が不可欠。 私立学校の設置・廃止認可や学校法人の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要事項を審議する私立学校審議会の設置権限を移譲することによってはじめて、私立幼稚園に関する認可等権限について、適切な執行が可能になる。 各幼稚園において実施している長時間預かり保育は、今後、保育需要の量的及び質的な拡大に対応するための有効な方策の一つであり、設置認可等の権限が移譲されることで幼稚園に関する情報が蓄積され、保育需要の円滑な解消につなげることが期待できる。 【支障事例】 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼保一体として地域のニーズに対応する必要があるが、市内各私立幼稚園の園舎等の施設に関する情報ならびに認可や指導の経過などの運営に関する情報も乏しいため、幼稚園(法人)の幼保一体化に向けた具体的な相談にきめ細かく迅速に対応することが困難である。 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園への指導監督について、設置認可等を行う道府県と給付を行う指定都市による二重行政が生じる。 ※支障事例の詳細は別紙のとおり	学校教育法第4条第1項第3号 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条	「幼保連携型以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲」との一体的見直しをお願いしたい。 支障事例の詳細を別紙に記載	文部科学省	指定都市市長会	C	対応不可 私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。 仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならず、事務的コストの面でも懸念がある。 また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
								区分	回答	
667	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	都道府県がもつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参加等を求められている。また、説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園が密接な関係を築くことが求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという子ども・子育て支援新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が必要。</p> <p>【支障事例】</p> <p>また私立幼稚園の運営実態や施設・設備面の詳細な情報を市が把握できていないため、待機児童解消に向けた幼保一体化等の迅速な取組の推進に支障がある。事業者側からも、子ども・子育て支援新制度に係る権限が市と府にまたがっていることについて、分かりにくいとの指摘がある。</p>	学校教育法第4条第1項第3号他	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せて指定都市に移譲し、就学前児童に対する施策を包括的に実施できるようにしてもらいたい。	文部科学省	堺市、大阪府	C	対応不可	<p>私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。</p> <p>現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。</p> <p>仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならず、事務的コストの面でも懸念がある。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。</p>
679	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	<p>【支障事例】</p> <p>保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続に向け、幼稚園を貴重な保育資源として位置づけて、本市独自施策として、幼稚園における長時間の預かり保育の拡充を進めているが、私立幼稚園に係る事務・権限が道府県にあるため、事務執行に当たっては、都道府県との調整が必要な状況である等、資源を有効に活用できていない。</p> <p>具体的には、東日本大震災直後の預かり保育の実施について、早急な対応が求められる中、制度の趣旨から引き続き実施してもらおう協力要請する方針を市として打ち出したが、日中の教育時間にかかることは県の所管であるため、調整を行う必要が生じ、幼稚園への周知に時間を要した。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>現在子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼稚園の給付対象施設への移行を進めているが、私学助成の幼稚園も残ることが想定されている。今回の提案が実現することで、幼児教育行政と保育行政の一体的な実施により、保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続や子ども・子育て支援新制度への移行を見据えた円滑な対応が可能となる。</p>	学校教育法第4条、私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条		文部科学省	横浜市	C	対応不可	<p>私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。</p> <p>現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。</p> <p>仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならず、事務的コストの面でも懸念がある。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
707	私立幼稚園の設置認可・ 指導にかかる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。 子ども子育て支援新制度の施行に伴い、「認定こども園(幼保連携型)」の認可については、政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限となっており、子ども子育て支援新制度を効果的に展開していくためにも、基礎自治体に設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限並びに財源を移譲し、認可にかかる窓口の一元化を図るべきである。	私立学校法第9条 私立学校振興助成法第9条 学校教育法第4条 他		文部科学省	大阪市、大阪府	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。 仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならず、事務的コストの面でも懸念がある。 また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針ののっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、 農林水産省、 国土交通省、 警察庁、金融 庁、総務省、 財務省、文部 科学省、厚生 労働省、環境 省	九州地方知事会	C 対応不可	昨年度、検討過程における全国知事会からの回答として、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の移譲の受け入れが困難である旨示されている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
								区分	回答	
897	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>県が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促進するためには、補助を県に移管する必要がある。</p>	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱		文部科学省 (文化庁)	埼玉県	C	対応不可	<p>本事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、我が国を代表するような音楽祭、美術展等を開催する地方公共団体や、特色ある優れた取組により国全体又は周辺地域にも幅広く影響が及ぶような文化事業を実施する地方公共団体を支援するものである。</p> <p>このため、本事業は地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。</p> <p>我が国の文化芸術振興の観点から、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。</p> <p>また本事業には、都道府県も、市町村と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村にとっては競争相手にあたる都道府県が補助を決定する仕組みとなり、著しい支障が生じる。</p>
898	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>県が把握する地域の事業等を反映させ、地域コミュニティの創造と再生をより一層推進していくためには、補助を県に移管する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」 ・文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等活性化事業)交付要綱 		文部科学省 (文化庁)	埼玉県	C	対応不可	<p>本事業は、「文化芸術振興基本法」及び「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等や地域の実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割の劇場・音楽堂等を支援するものである。</p> <p>このため、本事業は地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。</p> <p>我が国の実演芸術振興の観点から、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。</p> <p>また本事業には、都道府県が設置する劇場・音楽堂等についても、市町村や民間が設置する劇場・音楽堂等と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村や民間にとっては競争相手にあたる都道府県が補助を決定する仕組みとなり、著しい支障が生じる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
899	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 対象となる各教室は、地域における団体等が主催する比較的小規模な教室である。それぞれの地域の事情等にあった事業を展開するため、また県が情報を把握するためには、補助を県に移管する必要がある。 さらに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。	伝統文化親子教室事業費国庫補助要項		文部科学省 (文化庁)	埼玉県	C	対応不可 伝統文化親子教室事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、民俗芸能、工芸技術、華道、茶道などの日本全国もしくは地域固有の多種多様な伝統文化・生活文化を対象として支援を行っており、現在、補助金の交付は都道府県を介さずに直接事業者等に対して行っている(平成26年度採択件数:3,316件、うち埼玉県内の件数:93件)。 本事業については、上記のような事業の性質を踏まえ、地方に一律に配分するのではなく、全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。我が国の文化芸術振興の観点から、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。 また、御指摘の「都道府県へ財源・権限を移譲」の一環として、仮に伝統文化親子教室事業に関する事務について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)」等に基づく権限委任等を行う場合、補助金の交付申請等の受理、実績報告の受理、額の確定等当該補助事業に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会が行うこととなる。 この場合、財務大臣に協議を行うとともに、都道府県知事の同意を得る必要があるが、各都道府県において上記のとおり膨大な事務が発生することから、他の都道府県の意見も踏まえた慎重な検討が必要である。 さらに、「県が情報を把握し、地域の事情等にあった事業展開及び地域間バランスの確保のためには、補助を県に移管する必要がある」とのことだが、現状においては、伝統文化親子教室事業の事業募集は、都道府県教育委員会等が域内の市区町村や文化関係団体等の関係機関に対して事業募集を周知するとともに、各事業者からの要望書の取りまとめを行っていただいております。都道府県等が実施する事業との連携など各事業者との調整が行えることから、現在の運用の下で地域の事情等にあった事業展開及び地域間バランスを確保することは十分に可能であると考えます。